

【ドイツ】連邦・州合意に基づくコロナ対策—感染症予防法・安定化基金法等改正、防護措置免除規則・接種規則・検査規則等改正—

専門調査員 海外立法情報調査室主任 泉 眞樹子

* 連邦首相及び州首脳は、2021年12月2日と21日にコロナ対策基準について合意した。同月発足した新連立政権は、予防接種・防護措置強化等を行う法律を同月11日に、企業支援を継続する法律を同月29日に公布し、防護措置免除規則、接種規則、検査規則等を改正した。

1 連邦首相及び州首脳による合意

(1) 2021年12月2日の合意

2021年11月には、全国規模の流行状況の認定の終了を前提とする法律¹が制定されたが、オミクロン株により、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染者数増加とそれに伴う医療制度逼迫に対処するための措置を、連邦全域で統一的に強化する必要性が再び高まった。

同年12月2日には、メルケル（Angela Merkel）首相（当時）とショルツ（Olaf Scholz）副首相（当時、次期首相）は、各州首脳とのTV会議を開催し、COVID-19防護措置の最低基準について合意した²。なお、州は、この基準よりも強力な追加措置を実施することができる。

合意の主な内容は、ワクチン接種の推進、未接種者に対する制限措置の強化等を軸とする。

①ワクチン接種・ブースター接種の強化：クリスマスまでに、最高3000万回の接種を実施する。②イベント・施設における2Gルール³の徹底：地域のCOVID-19新規感染者発生率にかかわらず、連邦全域で映画館、レストラン等での2Gルール（ワクチン接種者（Geimpfte）又は感染からの回復者（Genesene）の証明義務）を徹底する（18歳未満等の者と生活必需品の店は、除外）。③未接種者に対する社会的接触制限の強化：未接種者が参加する私的な集まりには、同じ世帯の者と他世帯の者2人までしか参加できない（14歳未満は、人数制限に含めない。）。④スポーツ・大規模イベントの制限：屋内イベントは、収容人数の30%～50%（最高5,000人まで）、サッカースタジアムのような屋外でのイベントは、収容人数の30%～50%（最高15,000人まで）とする。「7日間指数」³が350人を超える市・郡では、屋内クラブ・ディスコを閉鎖する。⑤施設関連接種義務付け：病院・高齢者施設等に関する接種義務を導入する。⑥大晦日及び元日の集会・花火禁止：人が群れて集まることを禁止し、公共の場所での花火を禁止する。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2022年1月12日である。

¹ Gesetz zur Änderung des Infektionsschutzgesetzes und weiterer Gesetze anlässlich der Aufhebung der Feststellung der epidemischen Lage von nationaler Tragweite vom 22. November 2021 (BGBl. I S. 4906); 泉眞樹子「【ドイツ】全国規模の流行状況認定終了を機とする感染症予防法等の改正、放射線防護法関連規則改正、連邦議会議事規則改正、入国規則等改正」『外国の立法』No.290-1, 2022.1, pp.2-4. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1197650_2_po_02900101.pdf?contentNo=1>

² „Wir brauchen einen Akt der nationalen Solidarität.“ 2. Dezember 2021. BRg website <<https://www.bundesregierung.de/breg-de/aktuelles/bund-laender-beschluss-1987096>>; „Beschluss: Videoschaltkonferenz der Bundeskanzlerin mit den Regierungschefinnen und Regierungschefs der Länder am 2. Dezember 2021.“ BRg webiste <<https://www.bundesregierung.de/resource/blob/974430/1986142/5873aa09c3896444d247b356b5df4315/2021-12-02-mpk-bund-laender-data.pdf?download=1>>; 「ドイツにおける防疫措置（ワクチン未接種者に対する制限措置の強化等）」2021.12.2. 在ドイツ日本国大使館ウェブサイト <https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_shinchaku021221.html>

³ Sieben-Tage-Inzidenz. 過去7日間の人口10万人当たり新規感染者数。

(2) 2021年12月21日の合意

2021年12月21日、ショルツ首相と各州首脳は、人の集まる年末年始に向けて対策を強化することで合意した⁴。前述した同月2日の合意も、継続する。主な追加措置は、次のとおりである。**①ワクチン接種強化**：クリスマス以降も、2022年1月末までに3000万回分の接種を追加で行う（計6000万回）。これにより、国民の4分の3が3回接種を完了する予定である。クリスマスや大晦日も含めて、接種機会を設ける。ロベルト・コッホ研究所の常設接種委員会（STIKO）⁵による5歳以上11歳以下の者への接種勧奨を受け、この年齢層の児童に対して接種機会を拡大する。**②重要インフラのパンデミック対応計画の更新**：感染拡大により従業者欠勤が増加しても、消防、警察、救助活動等が維持できるよう、計画を見直し、更新することが推奨される。**③接触制限の強化**：2021年12月28日以降は、接種者・回復者だけが参加する私的な集まりでも、参加者は最高10人までとし（14歳未満は、人数制限に含めない。）、スポーツイベントは無観客で開催し、屋内のクラブ・ディスコ閉鎖とダンスイベントを禁止する。

2 法律の制定（予防接種の強化等、企業支援の延長）

(1) 予防接種・防護措置の強化、病院支援、被用者支援・バーチャル会議等の期限延長

新たな連立⁶与党会派が2021年12月6日に連邦議会に提出した法案⁷は、同月10日に連邦議会、連邦参議院で可決、連邦大統領の認証を得て、翌11日に「COVID-19 予防接種を強化し、他の COVID-19 パンデミック関連規制を改正する法律」⁸として公布された。同法は、全25か条の条項法⁹で、感染症予防法改正（第1条、第2条）、病院財政法改正（第3条）、基本権制限（第22条）、施行（第23条）等から成る（一部を除き、同月12日施行）。主な内容は次のとおりである。**①施設関連接種義務**：COVID-19の重症化率又は死亡率の高い脆弱な者（高齢者、基礎疾患や免疫不全の患者等）と接触する機会の多い病院・診療所・救急・介護等の施設・事業体の医療従事者、介護職等の従業者（以下「施設従業者」）に対し、ワクチン接種を義務付ける。2022年3月15日以降、施設従業者は、接種証明、回復証明又はワクチン接種ができない旨の医師の診断書の提示が必要となる。翌16日以降、施設従業者の新規雇用は、該当する証明書の提示がある場合のみ可能とする。保健当局（Gesundheitsamt）は、証明書の真偽に疑いがある場合に調査に着手することができ、証明書未提示者の勤務を禁止することができる。

⁴ „Wir müssen uns und unsere Angehörigen schützen.“ 21. Dezember 2021. BRg website <<https://www.bundesregierung.de/breg-de/aktuelles/bund-laender-treffen-corona-1993302>>; „Beschluss: Videoschaltkonferenz des Bundeskanzlers mit den Regierungschefinnen und Regierungschefs der Länder am 21. Dezember 2021.“ BRg website <<https://www.bundesregierung.de/resource/blob/974430/1990312/5aded0cbf837124818e6af8feceb15c7/2021-12-21-mpk-beschluss-data.pdf?download=1>>; 「ドイツにおける防疫措置（年末以降の制限措置の強化）」2021.12.22. 在ドイツ日本国大使館ウェブサイト <https://www.de.emb-japan.go.jp/itpr_ja/konsular_shinchaku221221.html>

⁵ 常設接種委員会（Ständige Impfkommision: STIKO）は、感染症予防法第20条第2項を根拠とし、ロベルト・コッホ研究所（Robert Koch Institute: RKI）に設置される。STIKOは、専門家から成る独立委員会で、新しいワクチン開発・研究の知見に基づき、ワクチン接種を勧告し、接種に関する基準等を策定する。„Ständige Impfkommision (STIKO).“ RKI website <https://www.rki.de/DE/Content/Kommissionen/STIKO/stiko_node.html>

⁶ 泉真樹子「SPD・緑の党・FDPの「信号連立」政権—2021年連立協定—」『外国の立法』No.290-2, 2022.2, pp.20-21.

⁷ BT-Drs. 20/188 <<https://dserver.bundestag.de/btd/20/001/2000188.pdf>> 審議過程については、次を参照。„Vorgang – Gesetzgebung: Gesetz zur Stärkung der Impfprävention gegen COVID-19 und zur Änderung weiterer Vorschriften im Zusammenhang mit der COVID-19-Pandemie.“ dip.bundestag website <<https://dip.bundestag.de/vorgang/.../283063>>

⁸ Gesetz zur Stärkung der Impfprävention gegen COVID-19 und zur Änderung weiterer Vorschriften im Zusammenhang mit der COVID-19-Pandemie vom 10. Dezember 2021 (BGBl. I S. 5162)

⁹ 条項法 (Artikelgesetz) とは、複数の条 (Artikel) から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律である。

②接種実施者の拡大：ブースター接種のスピードアップを目的として、適切な訓練を受けた歯科医師、獣医師、薬剤師にも、時限的に、接種業務の実施を認める。③州の防護措置の有効期限延長：2021年11月15日以前に州が制定した特定の防護措置の期限（同年12月15日）を、2022年3月19日まで延長する。④州のコロナ対策措置の強化：州が、多くの観客を集めるスポーツイベント、集会、見本市等を禁止し、飲食店、ディスコ・クラブ等のレジャー施設、文化施設を閉鎖することを、再び可能とする。⑤病院支援：コロナ患者対応を優先し、予定されていた入院・手術・診療の延期・中断を余儀なくされた病院の財政的支援のため、短期間の金銭補償を行う¹⁰。⑥操業短縮手当の特例措置の延長：操業短縮手当の特例（受給中の僅少労働（ミニジョブ）による追加収入を非課税・保険料算定外とする特例と、操業短縮手当の増額支給に関する特例）¹¹を、2022年3月31日まで延長する。また、今後は、2021年4月以降に初めて操業短縮の対象となった者にも、増額支給が適用される¹²。⑦バーチャル会議の再導入：事業所総会（Betriebsversammlung）や委員会の電話会議・テレビ会議をパンデミックに関連して認める特別規定は、2021年6月末に期限が満了していたが、2022年3月19日までの期間、再導入される（1回に限り、延長可能）。⑧他の特別規定の延長：全国規模の流行状況認定終了に伴い、2021年末までの予定であった障害者作業所等の給食に関する経過措置¹³が、2022年3月31日まで延長される。弁護士会、弁理士会、公証人会、税理士会等の選挙及び決議を容易にするため、書面による手続を可能にする等の特別規定は、2021年末に失効する予定¹⁴であったが、2022年6月30日まで延長される。

（2）経済安定化基金による企業支援の半年延長

2021年12月29日に、「安定化基金法及び経済安定化加速法を改正する法律」¹⁵が公布され、2022年1月1日から施行された。同法により、2020年3月に創設されたコロナ禍における企業支援の制度¹⁶は、2021年末までの期限が2022年6月30日まで延長された。また、半年間の延長に合わせ、経済安定化基金の保証枠と与信枠は、それぞれ4000億ユーロ¹⁷から1000億ユーロ、1000億ユーロから500億ユーロに縮小された。

¹⁰ 病院財政法第21a条。2021年11月1日から2022年3月19日までの間に入院したCOVID-19感染患者ごとに、健康基金（Gesundheitsfonds）の流動性準備金から、看護加算（Versorgungsaufschlag）を支払う。

¹¹ 泉眞樹子「【ドイツ】コロナパンデミック第2波中の関連法制定一因勢調査延期、各種所得補償の延長・拡充、医療看護介護関連等」『外国の立法』No.286-2, 2021.2, p.3. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11633261_po_02860201.pdf?contentNo=1>

¹² 受給4か月目からは遺失利益（以前の純賃金との差）の70%（同居者がいる場合には77%）、7か月目からは80%（同87%）が支給される。当初の規定では、2021年3月31日までに操業短縮手当の受給資格が発生した者を対象としていた。なお、操業短縮手当規則（Kurzarbeitergeldverordnung vom 25. März 2020 (BGBl. I S. 595)）は、新たに発出された操業短縮手当延長規則（Kurzarbeitergeldverlängerungsverordnung vom 30. November 2021 (BGBl. I S. 5042). 2022年1月1日施行）によって、廃止された。

¹³ 社会保護パッケージIIで導入された措置。泉眞樹子「【ドイツ】全国規模流行状況の継続、第3次コロナ税制支援法、社会保護パッケージIII、計画保証法の継続、コロナ関連選挙候補者定立規則」『外国の立法』No.287-2, 2021.5, p.4. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11668874_po_02870201.pdf?contentNo=1>

¹⁴ 泉眞樹子「【ドイツ】コロナ禍による第2次補正予算法及び経済安定化対策等」『外国の立法』No.285-1, 2020.10, pp.5-6. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11553723_po_02850102.pdf?contentNo=1>

¹⁵ Gesetz zur Änderung des Stabilisierungsfondsgesetzes und des Wirtschaftsstabilisierungsbeschleunigungsgesetzes vom 20. Dezember 2021 (BGBl. I S. 5247). 全3か条から成り、第1条で安定化基金法（Stabilisierungsfondsgesetz） vom 17. Oktober 2008 (BGBl. I S. 1982)）を改正、第2条で経済安定化加速法（Wirtschaftsstabilisierungsbeschleunigungsgesetz vom 17. Oktober 2008 (BGBl. I S. 1982, 1986)）を改正し、第3条で施行日を規定する。

¹⁶ 瀬古雄祐「【ドイツ】経済安定化基金の創設—新型コロナウイルス感染拡大対策—」『外国の立法』No.285-1, 2020.10, pp.8-9. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11553724_po_02850103.pdf?contentNo=1>

¹⁷ 1ユーロは約130.0円（令和4年1月分報告省令レート）。

3 法規命令等（防護措置免除規則、ワクチン接種規則、検査規則、入国規則等）

2021年12月2日の連邦・州首脳会議による合意に基づき、州が、私的な集まりに対してもより厳しい接触制限を課すことができるよう、2021年12月11日に「COVID-19 防護措置免除規則第1次改正規則」¹⁸が公布され、翌12日に施行された。これによって、州は、感染症予防法第5条の規定に基づいて制定する州法によって、接種者・回復者のみが参加する私的な集まりや同様の社会的接触に対しても、人数制限を行うことが可能になった。

また、連邦保健省が、関係各団体やSTIKOへの意見聴取を経て2021年12月16日に決定し、翌17日に発出した「コロナウイルスワクチン接種規則及びコロナウイルス検査規則の改正規則」¹⁹が、一部を除き、翌18日から施行された。その内容は、次のとおりである。

ワクチン接種については、①医薬品法規による承認前であっても、科学的知見により医学的に正当とされる場合には、接種が可能となる旨が規定され（コロナウイルスワクチン接種規則²⁰第1条第2項）、②2022年においても接種費用の連邦による償還を実施し、③新たに接種対象となった5歳以上11歳以下と、12歳以上17歳以下の児童の接種データの報告義務化が規定され（第4条第1項第2文）、③接種規則の廃止期日（2022年4月30日）が、同年5月31日終了時まで延長された。さらに2021年12月30日に発出された同月29日の「第3次コロナウイルスワクチン接種規則改正規則²¹」により、④通常は1回28ユーロとする接種報酬に関して、年末年始も、土日祝日、12月24日及び31日と同額の36ユーロに引き上げられた²²。

検査については、⑤検査サービスを提供する施設又は事業者（以下「サービス提供者」）への定額報酬（3.5ユーロ）を、2021年12月1日から2022年1月31日までは4.5ユーロへ引き上げ（コロナウイルス規則²³第11条第2文）、⑥連邦全域での検査インフラを維持するために、サービス提供者への検査委託が行われた時期の要件（2021年12月15日までの委託）を削除する（同規則第6条第2項第3文削除）等の改正が行われた。

その他、2021年コロナウイルス入国規則²⁴の廃止を2022年1月15日から同年3月3日に延長する「第2次コロナウイルス入国規則改正規則」²⁵が同年12月22日に発出され、医師、歯科医師、薬剤師の免許規則に関して、各種実習の欠席等へのコロナ禍の影響を配慮する「医師・歯科医師・薬剤師免許規則逸脱規則」²⁶が同月30日に発出された。

¹⁸ Erste Verordnung zur Änderung der COVID-19-Schutzmaßnahmen-Ausnahmenverordnung vom 10. Dezember 2021 (BGBl. I S. 5175). COVID-19 防護措置免除規則については、泉眞樹子「【ドイツ】第4次住民保護法（「緊急ブレイキ」等）、ワクチン接種者・回復者等への規制免除、入国規則、教育への免除等、季節労働者特例」『外国の立法』No.288-1, 2021.7, pp.3-4. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11693542_po_02880101.pdf?contentNo=1>

¹⁹ Verordnung zur Änderung der Coronavirus-Impfverordnung und der Coronavirus-Testverordnung vom 16. Dezember 2021 (BAnz AT 17.12.2021 V1)

²⁰ Verordnung zum Anspruch auf Schutzimpfung gegen das Coronavirus SARS-CoV-2 (Coronavirus-Impfverordnung - CoronaImpfV) vom 30. August 2021 (BAnz AT 31.08.2021 V1); 泉眞樹子「【ドイツ】全国規模の流行状況継続、2021 復興支援法による感染症予防法等改正、接種・検査・入国関係、労働関係、介護保険関係の規則」『外国の立法』No.289-2, 2021.11, p.4. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11863391_po_02890201.pdf?contentNo=1>

²¹ Dritte Verordnung zur Änderung der Coronavirus-Impfverordnung vom 29. Dezember 2021 (BAnz AT 30.12.2021 V4)

²² コロナウイルスワクチン接種規則に、第6条第1a項「2021年12月27日から12月30日までの期間及び2022年1月3日から1月7日までの期間における接種対象者の接種1回当たり36ユーロ」が追加された。

²³ Verordnung zum Anspruch auf Testung in Bezug auf einen direkten Erregernachweis des Coronavirus SARS-CoV-2 (Coronavirus-Testverordnung - TestV) vom 21. September 2021 (BAnz AT 21.09.2021 V1)

²⁴ Verordnung zum Schutz vor einreisebedingten Infektionsgefahren in Bezug auf das Coronavirus SARS-CoV-2 (Coronavirus-Einreiseverordnung - CoronaEinreiseV) vom 28. September 2021 (BAnz AT 29.09.2021 V1)

²⁵ Zweite Verordnung zur Änderung der Coronavirus-Einreiseverordnung vom 22. Dezember 2021 (BAnz AT 22.12.2021 V1)

²⁶ Verordnung über von den Approbationsordnungen für Ärzte, für Zahnärzte, für Zahnärzte und Zahnärztinnen und für Apotheker abweichende Vorschriften im Rahmen der Bewältigung der Coronavirus-SARS-CoV-2-Pandemie oder ihrer Folgen (COVAppOAbwV k.a.Abk.) vom 29. Dezember 2021 (BAnz AT 30.12.2021 V3)